宝塚市災害廃棄物処理計画

資料編

平成 31 年 1 月

宝　塚　市

＜資料編　目次＞

1　宝塚市地域防災計画 -- 1－1

＊「宝塚市地域防災計画　平成 29 年度（2017 年度）修正」（宝塚市防災会議）　抜粋

第１編 総則・災害予防計画編
　第５節 災害時における環境・衛生対策の環境整備
　　第１　公衆衛生対策等実施体制の整備・強化
　　第２　ごみ・がれき処理体制の整備・強化
　　第３　し尿処理体制の整備・強化

第２編 地震対策計画編
　第１部 災害応急対策計画
　　第４章 被災者救援及び生活再建支援に関する対策
　　　第５節 災害時における環境・衛生対策
　　　　第５　ごみの処理
　　　　第６　し尿の処理
　　　　第７　がれき等の処理

第４編 資料・様式編
　第５部 相互協力・広域応援受入体制
　　５－３　災害時における相互応援協定

2　兵庫県による南海トラフ巨大地震の被害想定 --- 2－1

＊「兵庫県南海トラフ巨大地震・津波被害想定」（平成 26 年 6 月　兵庫県）抜粋 ------------------------- 2-2

＊「兵庫県南海トラフ巨大地震津波被害想定」（平成 26 年 6 月　兵庫県）抜粋 --------------------------- 2-8

3　災害廃棄物処理実行計画策定マニュアル -- 3－1

4　石綿含有廃棄物・PCB 含有機器の取扱いについて --- 4－1

＊「石綿含有廃棄物等処理マニュアル（第２版）」
（平成 23 年 3 月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）抜粋 -- 4-1

＊「環境省パンフレット　ポリ塩化ビフェニル（ＰＣＢ）廃棄物の期限内処理に向けて　2017 年 3 月版」
（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課）抜粋 --- 4-2

＊「災害廃棄物対策指針　技術資料　【技 1-20-14】石綿の処理」（平成 26 年 3 月　環境省） ----------- 4-7

＊「環境省事務連絡　廃石綿や PCB 廃棄物が混入した災害廃棄物について」（平成 28 年 4 月） ------ 4-16

5　仮設トイレ等について -- 5－1

＊「避難所等におけるトイレ対策の手引き」

（平成 26 年 4 月　兵庫県／避難所等におけるトイレ対策検討会）　抜粋

6　阪神・淡路大震災の災害廃棄物の処理状況 --- 6－1

＊「災害廃棄物の処理の記録　阪神・淡路大震災の発生に伴う災害廃棄物処理事業報告書」
（平成９年３月　（財）兵庫県環境クリエイトセンター）　抜粋

7　協定連絡先一覧 --- 7－1

１　宝塚市地域防災計画

宝塚市地域防災計画

第１編　総則・災害予防計画編

(平成２９年度(２０１７年度)修正)

宝塚市防災会議

平成２９年度修正　　宝塚市地域防災計画書の構成

宝塚市地域防災計画書は、阪神・淡路大震災（平成７年）の教訓を踏まえ、従来の計画を全面的に見直した結果、大幅なページ増となった。

また、平成１４年度に、第５編である大規模事故災害等対策計画編を策定したことにより、４分冊５編立てとした。

さらに、平成２４年度は、全面改定から１４年が経過したことから、改めて、本市における災害の規模及び形態並びに都市基盤、社会情勢、生活環境及び市民ニーズの変化といった本市の特性を考慮し、国の防災基本計画及び兵庫県地域防災計画などとの整合を図るとともに、東日本大震災（平成２３年）の教訓を反映するため、計画の見直しを行った。

宝塚市地域防災計画（平成２９年度修正）		
1	第１編　総則・災害予防計画編	第１部　総則
		第２部　災害予防計画
2	第２編　地震対策計画編	第１部　災害応急対策計画
		第２部　災害復旧・復興計画
	第３編　風水害対策計画編	第１部　災害警戒対策計画
		第２部　災害応急対策計画
		第３部　災害復旧・復興計画
3	第４編　資料・様式編	第１部　地域としての災害危険性
		第２部　市民参加による防災まちづくり
		第３部　非常時組織及び車両・資機材等
		第４部　発災後の対応を中心とした情報連絡体制
		第５部　相互協力・広域応援受入体制
		第６部　個別対策項目別関係資料
		第７部　様式
4	第５編　大規模事故災害等対策編	第１部　総則
		第２部　災害予防計画
		第３部　災害応急対策計画
		第４部　災害復旧計画
		第５部　資料

第５節　　災害時における環境・衛生対策の環境整備

計画の体系	第１　公衆衛生対策等実施体制の整備・強化 第２　ごみ・がれき処理体制の整備・強化 第３　し尿処理体制の整備・強化

第１　　公衆衛生対策等実施体制の整備・強化

１　施策形成及び実施の「鍵」となる観点

- ●　水道・電気・ガスの停止等により食中毒や感染症の発生が懸念されること。
- ●　大規模災害により多数の遺体処理事案が想定されること。
- ●　避難所など公衆衛生的アプローチの必要な場所が多数発生すると想定されること。
- ●　アスベスト・化学物質等人体に有害な物質による環境汚染危険が増大すること。
- ●　大規模地震により処理施設も被災すること。
- ●　災害時に必要な公衆衛生及び環境保全対策は広域的体制の確立により実施する必要があること。

２　基本方針

公衆衛生対策等実施体制の整備・強化を以下のとおり総合的に進める。

第１に「大規模災害時を想定した作業実施計画の策定」、第２に「近隣市町村及び公衆衛生等関係業者・民間団体等との相互応援協定の締結」、第３に「感染症対策用薬剤・散布器、棺、専用車両等公衆衛生・環境保全関係資機材確保計画の確立」を図ることにより総合的に公衆衛生体制の整備を行う。

３　施策の体系

公衆衛生対策等実施体制の整備・強化	大規模災害時における作業実施計画の策定
	隣市町村・民間業者等との応援・協力体制の整備
	公衆衛生・環境保全関係資機材確保計画の確立

４　計画内容

（１）　大規模災害時における作業実施計画の策定

ア　大規模災害時を想定した作業実施計画の作成

大規模災害時に想定される、公衆衛生等対策実施作業量を推定し、「非常時作業実施計画」を作成する。

【計画主体】市

【市における責任担当部】環境部

イ　火葬場整備及び耐震診断・耐震補強等の推進

大規模災害時に大量に発生することが想定される要埋火葬案件への対応が迅速かつ適切に行われるよう、火葬場整備事業等において、身元不明遺体の一時安置施設、設備の耐震化等必要な整備をあわせて行う。

【計画主体】市

【市における責任担当部】環境部

（2） 近隣市町・民間業者等との応援・協力体制の整備

ア 近隣市町との相互応援協力体制の整備

職員や施設の被災により市の対応能力が低下する中にあって、市の果たすべき大量の公衆衛生対策事案を迅速かつ効果的に処分するため、各市町及び関係一部事務組合が締結した相互応援協定に基づき、災害廃棄物の円滑な処理を実施する。

【計画主体】市・県

【市における責任担当部】環境部

イ 関係機関・民間業者等との協力体制の整備

被災地にあって、感染症の発生等二次災害を未然に防ぐことは、一日も早い復旧を実現するためにも不可欠である。そのため、市は大量の公衆衛生対策事案を迅速かつ効果的に処分するため、関係機関、民間関連業者及び団体等に対し、災害時において人員、資機材等の確保等に関する応援・協力が得られるよう協力協定を締結し、必要な体制を整備する。

【計画主体】市

【市における責任担当部】環境部・健康福祉部

（3） 公衆衛生・環境保全関係資機材確保計画の確立

ア 感染症対策用薬剤・散布器、棺、環境測定装置、専用車両、仮設風呂等公衆衛生・環境保全関係資機材確保体制の確立

市備蓄及び県・他市町村・民間業者からの調達による防疫用薬剤や散布器、棺、専用車両、仮設風呂等公衆衛生・環境保全関係資機材確保体制の確立に努める。

【計画主体】市・県

【市における責任担当部】環境部

第２　　ごみ・がれき処理体制の整備・強化

１　施策形成及び実施の「鍵」となる観点

●　大規模災害時には、木造・非木造問わず被災し大量のがれきが発生すること。
●　避難所を主な排出源として包装ごみ等大量のごみが発生すること。
●　大規模地震により処理施設も被災すること。
●　平常時を大幅に上回る中間処理施設や最終処分場を確保することが必要なこと。
●　ごみ・がれきは被害甚大な地域から優先的に処理されることが重要なこと。
●　災害時に発生するごみ・がれきは広域的に処理・処分する必要があること。
●　アスベスト・医療廃棄物等有害ごみ・危険ごみの発生時分別の重要性

２　基本方針

大規模災害発生時における、ごみ･がれき処理体制の整備を以下のとおり総合的に進める。
第１に「大規模災害時における大量の中間処理量・最終処分量を見込んだ廃棄物処理計画の策定」、第２に「近隣市町及び民間団体・事業所等との相互応援協定の締結」、第３に「災害時における有害ごみ・危険ごみの分別の徹底等市民への事前広報」を図ることにより総合的にごみ・がれき処理体制の整備を行う。

３　施策の体系

ごみ・がれき処理体制の整備・強化	大規模災害時を想定した処理・処分計画の策定
	近隣市町・民間業者等との応援・協力体制の整備
	有害ごみ・危険ごみの分別の徹底等事前広報

４　計画内容

（１）　大規模災害時を想定した処理・処分計画の策定

ア　大規模災害時想定ごみ処理・処分計画の作成

大規模災害時には、建物の倒壊や焼失、炊事が困難になるなどのため、ごみ・がれき発生量は、通常の発生量を大幅に上回るものと推定される。そうした事態にあっても迅速かつ適切に対応する必要がある。そのため「非常時処理・処分計画」を作成し非常時に備える。

【計画主体】市
【市における責任担当部】環境部

イ　最終処分場整備事業等の推進

大規模災害時に大量に発生することが想定されるごみ・がれき等の最終処分量を想定した、処分場を確保するよう努める。

【計画主体】県・市
【市における責任担当部】環境部

（２）　近隣市町・民間業者等との応援・協力体制の整備

ア　近隣市町との相互応援協定の締結

平常時を上回る大量のごみを迅速かつ効果的に処分するため、県、各市町及び関係一部事務組合が締結した相互応援協定に基づき、災害廃棄物の円滑な処理を実施する。

それでもなお､処理困難な場合は､環境大臣による処理の代行を要請することとする。

【計画主体】市

【市における責任担当部】環境部

イ　民間業者等との協力協定の締結と応援要請

平常時を上回る大量のごみ・がれきを迅速かつ効果的に処分するため、民間の廃棄物処理事業者、土木・運送事業者等に対し、災害時に人員及び資機材等の確保及び民間処理施設への受入れについて、民間業者との応援協定に基づき災害廃棄物の円滑な処理を実施する。

【計画主体】市

【市における責任担当部】環境部

（3）　有害ごみ・危険ごみの分別の徹底等事前広報

ア　有害ごみ・危険ごみの分別の徹底等事前広報

大規模災害時には、平常時をかなり上回る大量のごみを収集・処理しなければならない。

そのため､平常時にも増してごみの分別･排出抑制により作業量を減らすよう､市民･事業所等の協力が重要となる。特に、有害ごみ・危険ごみの発生時点分別が極めて重要であることが、阪神・淡路大震災の大きな教訓となっている。そのため、市は広報紙や市民向け防災マニュアルの作成のほか様々な機会を通じて、以上の点を強く訴えるなど事前広報を徹底する。

【計画主体】市

【市における責任担当部】環境部・市民交流部

第３　　し尿処理体制の整備・強化

１　施策形成及び実施の「鍵」となる観点

- 避難所を主な排出源として大量のし尿が発生すること。
- 大規模地震により処理施設も被災すること。
- 平常時を大幅に上回る収集体制確立と「し尿」処理施設確保が必要であること。
- 災害時に発生するし尿は広域的に処理・処分する必要があること。
  ただし、下水道管路への投入により効率的かつ迅速な収集・処理が可能になったこと。

２　基本方針

し尿処理体制の整備を以下のとおり総合的に進める。

第１に「大規模災害時における大量のし尿収集量・処理量を見込んだ収集・処理計画の策定」、第２に「近隣市町及び収集業者・民間業者等との相互応援協定の締結」、第３に「仮設便所、携帯用便器、バキュームカー等資機材確保計画の確立」を図ることにより総合的にし尿処理体制の整備を行う。

３　施策の体系

し尿処理体制の整備・強化	大規模災害時を想定した収集・処理計画の策定
	近隣市町・民間業者等との応援・協力体制の整備
	仮設便所等資機材の確保

４　計画内容

（１）　大規模災害時を想定した収集・処理計画の策定

ア　大規模災害時を想定したし尿処理・処分計画の作成

大規模災害時においては、多くの市民が住宅を失い避難所に避難するため、避難所を中心として、大量の「し尿発生」が想定される。一方、市の処理施設も被災し、市の能力は低下するものと想定される。

そのため市は、そうした非常時において、適切かつ迅速に処理するための、「非常時収集・処理計画」を作成する。

【計画主体】市

【市における責任担当部】環境部

イ　クリーンセンター施設整備

大規模災害時において、し尿処理が適切に行われるよう、施設の耐震化、設備等の整備を進める。

【計画主体】市

【市における責任担当部】環境部

（２）　近隣市町・民間業者等との応援協力体制の整備

ア　近隣市町との相互応援協力体制の整備

平常時を上回る大量のし尿を迅速かつ効果的に処分するため、県、各市町及び関係一部事務組合が締結した相互応援協定に基づき、災害廃棄物の円滑な処理を実施する。

【計画主体】市

【市における責任担当部】環境部・企画経営部

イ　民間業者等との協力協定の締結

平常時を上回る大量のし尿を迅速かつ効果的に処分するため、民間し尿収集事業者等に対し、災害時に人員及び資機材等の確保及び応援が得られるよう、協力協定を締結し必要な体制を確立する。

【計画主体】市

【市における責任担当部】環境部

（3）　仮設便所等資機材の確保

ア　バキュームカー・仮設便所・携帯用便器等し尿の暫定処理のための資機材の確保体制の確立

市備蓄及び県・他市町村・民間収集業者・レンタル会社等からの調達によるバキュームカー・仮設便所・携帯用便器等し尿の暫定処理のための資機材確保体制の確立に努める。

なお、災害時要援護者への配慮を行う。

【計画主体】市

【市における責任担当部】環境部

イ　避難所予定施設における「便所用水」等の確保

各小・中学校等避難所予定施設管理者と連携し、河川水の利用やプール水・民間井戸等により、水道停止時の水洗トイレ使用のための「水」の確保に努める。

また、くみ置き水等を利用した水洗トイレや仮設トイレの利用方法・維持管理方法等に関するマニュアルの整備を行う。

【計画主体】市

【市における責任担当部】環境部・都市安全部・各施設所管部

ウ　市民向け防災マップの活用

市民向け防災マップを活用し、携帯用便器等の各戸備蓄について、事前広報を徹底する。

【計画主体】市

【市における責任担当部】都市安全部・環境部

宝塚市地域防災計画

第２編　地震対策計画編
第３編　風水害対策計画編

（平成２９年度（２０１７年度）修正）

宝塚市防災会議

第５　　ごみの処理

１　対策実施上の基本指針

（１）　基本的考え方

基本的考え方	市域に震度６弱以上の地震が発生した場合には、各所で大量のごみが発生する。 同時に、交通渋滞や道路の損壊、施設・職員の被災その他の要因により、ごみの収集・処理能力が著しく低下し市が実施できる作業量は極めて限られる。 また、各責任担当部は、災害発生直後においては、遺体の捜索・収容・処理、感染症対策上緊急を要する措置並びに有害物質漏洩等による水道水の汚染防止措置について最優先で取り組むことが要請される。 そのため、「ごみの処理」対策の実施に当たっては、被災状況を的確に把握し、「生ごみ」を優先して収集する。また、道路交通状況によっては、時間外収集も行う。 収集・処理対策実施上、「分別」が重要となるため、市民、事業者に対しては、排出方法その他必要な事項について事前の広報を徹底し協力を求めるものとする。 ごみ処理施設が稼働不能の場合を想定し、別の処理対策を講ずる。

（２）　対策実施上の基本指針

「ごみの処理」対策の実施に当たっては以下の４点を基本指針とする。

ア　保健衛生上の観点から生ごみの収集・処理を最優先する。
イ　ごみの収集・処理は、排出源における分別の徹底をはかる。
ウ　その他対策の実施に当たっては、各部の行う復旧対策との連携、広報活動の事前活動を十分に行うとともに、他市町村・都道府県・国・関係機関・団体・関連業者・専門家・ボランティア並びに市民・事業者等に広く協力を求め、最大限の体制を確保し、迅速に、しかも混乱を最小限にとどめるよう配慮し行う。
エ　平常時に県下の自治体と「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」を、また廃棄物処理業者とも「災害時の廃棄物処理に関する応援協定」を締結し、災害時の連携を協議しておく。

※　兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定　（第４編　６－３－４）
※　災害時の廃棄物処理に関する応援協定　（第４編　６－３－５）

（３）　対策実施上の時期区分

対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度県・国・関係機関・協力団体等と協議して決めるが、おおむね以下の３つの時期区分に基づき段階的に行う。

区　分	期間のめやす	措置のめやす
災害発生直後の緊急措置 (重点収集・処理)	災害発生後 初　期	ア　ごみの発生状況（要収集施設・場所、量、質等）の把握及び感染症対策上緊急を要する応急措置 イ　緊急活動用道路上の堆積物のうち、安全な通行を確保するため必要な限度における収集・搬出措置 ウ　ごみ発生状況の把握及び当面の危険防止措置 エ　その他被災地域及び拠点施設における重点対策 ※　避難所からの収集 ※　災害時要援護者専用施設からの収集 ※　その他拠点施設からの収集

		オ　市ごみ処理施設における被災状況の把握及び応急措置 カ　周辺市町処理施設による応援処理 キ　市民・事業所に対するごみ分別・排出抑制等の協力要請並びにその他応急収集計画に関する広報
移行期処理対策 （避難所開設期間）	災害発生後 中　期	ア　引き続き必要な上記措置の継続 イ　全市域を対象とする応急的収集・処理対策 ウ　ごみに対する安全対策上必要な措置
復旧期処理対策 （避難所閉鎖以降）	災害発生後 安定期	ア　引き続き必要な上記措置の継続 イ　平常時収集体制への移行 ウ　災害廃棄物処理処分計画の検討及び体制の確立

2　対策実施前の準備措置

（1）　ごみ処理体制の確立

責任担当部長は、あらまし以下の手順によりごみ処理体制を確立する。

ア　焼却処理施設・その他のごみ処理施設、その他器材及び市直営及び委託業者が有する収集車の被害状況を把握したのち、必要に応じ応急復旧措置を講じて、保有する収集・処理能力の維持に努める。

イ　処理施設が稼働不能状態になった場合（1ケ月以上）を想定し、ごみの一時仮置場を確保しておく必要がある。阪神大震災の時は、施設の大きな被害がなく、また、1月であったので武庫川河川敷が使用できたが、雨季等の水量の多い時期には使用は無理なので、スポーツセンターグランド等を使用できるように、予め平常時に「（仮称）災害時使用協定」等を結んでおく。

ウ　「ごみ量」が直営及び委託業者が有する収集・処理能力を上回ると想定される場合は、県を通じて、収集・処理に関する応援体制の確立及び応援派遣の実施を要請する。

エ　民間処理業者に協力を要請する。

オ　平常時から廃棄物処理業者とも「災害時の廃棄物処理に関する応援協定」を締結し、災害時の連携を協議しておく。

カ　ごみ処理施設の被害状況の確認並びに、安全稼働の確認（特に躯体の破損状況、プラント機械の破損、稼働確認、配管の破損の有無、薬剤、電気、ガス、水道水、井水等の確保の確認）をし、次に応急修理の手配及び修理を行い、可能な限り速やかに運転が再開できる態勢を整える。

キ　炉が完全に使用不能の場合は、仮設炉の建設の手配を行う。

（２）　応急的ごみ処理計画の策定

責任担当部長は、被害の状況に応じて、重点的かつ段階的に行うよう、おおむね以下をめやすとして、発災後２８日目までの期間に関する「応急的ごみ処理計画」を策定する。

なお、２９日目以降については、その後の進捗状況により期間中に検討する。

区　分	救援対策拠点施設	被害が甚大な地域	被害が軽微な地域
可燃ごみ (生ごみ)	災害発生後７日目まで直接収集（随時） ８日目以降２８日目まで直接収集（週２回）	災害発生後７日目まで臨時ステーション収集（随時） 災害発生後８日目以降臨時ステーション収集（週２回）	災害発生後８日目以降収集ステーション方式（週１回）
プラスチック、びん、かん、陶器、ガラス等の割れ物	災害発生後７日目まで直接収集（随時） ８日目以降２８日目まで直接収集（週１回）	災害発生後７日目まで臨時ステーション収集（随時） ８日目以降２８日目まで臨時ステーション収集（週１回）	災害発生後２９日目以降収集ｽﾃｰｼｮﾝステーション方式（月１回）
粗大ごみ	災害発生後７日目まで直接収集（随時） ８日目以降２８日目まで直接収集方式（週２回）	災害発生後７日目まで臨時ステーション収集（随時） ８日目以降２８日目まで臨時ステーション収集（週２回）	災害発生後２９日目以降直接搬入のみ受付

※　臨時ステーションとして、各地域の公園・空地を予め、ごみの集積地として指定しておく。

（３）　仮置場の確保

処理施設が稼働不能状態（処理能力をオーバーする場合も含めて）になった場合（１ケ月以上）を想定して、関係各部、機関との協議・協力により仮置場を確保する。具体的な選定に際しては、以下に掲げる点に留意する。

-- 仮置場の選定条件 --

ア　搬入及び仮置が便利かつ大量に行えるよう相当程度の面積を有すること
イ　のちに行う焼却、埋立て等の処理・搬出に便利な立地条件を有すること
ウ　環境衛生に支障がないこと
エ　可能な限り他の応急対策事業に支障のないこと
オ　可能な限り公有地若しくはそれに準ずる土地であること

※　平成７年阪神・淡路大震災時には、武庫川河川敷（乾季のため使用できた）を確保したが、雨季は無理なので、スポーツセンターグランドなどを使用することを想定し、「（仮称）災害時使用協定」等を結んでおく必要がある。

（４）　他市町村への応援処理の要請

ごみ処理施設の能力に余裕がある応援他市町村に対して、ごみの応援処理協力を要請する。また、平常時に県下の自治体と「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」を締結し、災害時の連携を協議しておく。

（５） 事前広報の実施

平常時に広報等による災害時対策の周知徹底を図る。また、災害発生後のごみ処理対策の実施に当たっては、「広報たからづか被災者災害生活支援情報」等を通じて事前に市民・事業所・関係団体等の協力を要請するとともに、関係各部、機関との協議・協力により収集方式の周知徹底に努める。

なお、具体的な広報実施に際しては以下に掲げる点に留意する。

ア　被害軽微地域に対する収集一時中止措置の必要性 イ　分別排出の徹底と排出抑制の協力要請（衛生的に問題がなく、安全面でも問題のない「ごみ」は、平常収集に移行できるまで、各家庭から排出しないように協力を求める。） ウ　各地域ごとの収集日の区別の徹底 エ　有害・危険廃棄物等の分別の徹底及び適正処理の遵守 ※　例えば、使用済のカセットボンベの「使いきりの確認」、「分別」の徹底、適正処理困難物（タイヤ・廃油・消火器等）の混入禁止など オ　平常時収集体制への移行に関する見通し

３　初期における重点収集・処理対策の実施

初期における重点収集・処理対策については、おおむね以下のとおり行う。

（１） 生ごみ等腐敗しやすい廃棄物は、被災地における感染症対策上、特に早急に収集されることが望ましいので、委託業者等の協力を得て、最優先で収集・搬送の体制を確立しクリーンセンターへ搬送し焼却処理する。

なお、施設破損等により市のみで処理困難な場合は、周辺市町・民間処理業者等に協力を要請の上搬送する。また、無分別で雑多なごみが排出されると予想される（特に地震では、割れガラス、陶器くず等が多い）ので、収集時に持ち上げ揺すった際の音等で、生ごみとそれ以外を判断し、「生ごみ」を優先して収集する。また、ガラス等の割れごみを一緒に収集しないように収集職員に指示を徹底する。（阪神大震災の時、混合収集し、焼却した結果、炉にクリンカが異常発生し、炉を停止させなければならなかった。災害時の多量のごみを焼却処理することの支障になった。）

（２） 災害発生からしばらくの間は、各地域の公園や空地をごみの集積地に予め指定（平常時から周知させる）し、収集する。ガラス、陶器等の腐らない物は、暫定的にそこに仮置きし、後日収集する。

（３） 道路等に排出若しくは放置された廃棄物は、関係各部、応援市町村・委託業者等の協力による車両を適宜配車して、収集・搬送する。

（４） 倒壊家屋からの廃物、焼失家屋の焼け残り等については、本節「第７がれき等の処理」による。

（５） 収集できずに空地等に置かれたごみについては、必要に応じて定期的な消毒を行う。

（６） 仮置場に搬入された「生ごみ」は、感染症対策・防臭・飛散防止対策として、殺虫剤

散布、シート養生等を行う。

（7） 仮置場に重機車輌・人員等を確保する。

4　移行期における収集・処理対策の実施

移行期における収集・処理対策については、おおむね以下のとおり行う。

（1） 仮置場において、可能な限り資源の分別回収に努め、リサイクル業者に対し買取・搬送の協力を求める。

（2） その他の「生ごみ」及び「プラスチック、びん・かん・陶器・ガラス等の割れ物」については、いったん仮置場に搬送の上、状況に応じてクリーンセンターに搬送し適切に処理する。

なお、施設破損等により市のみで処理困難な場合は、周辺市町・民間処理業者等に協力を要請の上搬送する。

5　平常時収集体制への移行

平常時収集体制への移行については、作業の進捗状況、被災地の状況等を踏まえて、段階的に行う。

なお、その場合、移行スケジュールについて、あらかじめ関係各部・機関・団体等と協議の上、市民・事業所に対する広報活動を十分行うよう努めるものとする。

※　ごみ及びし尿処理施設等の現況　（第4編　6－3－2）

第６　　し尿の処理

１　対策実施上の基本指針

（1）　基本的考え方

基本的考え方	大規模な地震災害時には、上下水道の破断や停電により、通常のし尿収集世帯だけでなく、下水道や浄化槽使用世帯においても、仮設トイレの使用を余儀なくされ、し尿収集量が増加するものと予想され、仮設トイレが大量に必要となる。 同時に、交通渋滞や道路の損壊により、し尿の収集能力が著しく低下し、処理施設の損壊により処理中止若しくは著しい機能の低下が想定される。「し尿の処理」対策の実施に当たっては、第一に、避難所その他の拠点施設から排出される「仮設トイレ」からの収集を最優先する。第二に、し尿は感染症対策上の観点から、速やかに収集され適切に処理される必要があるため、仮設トイレ、バキュームカーその他の収集用資機材及び要員、処理施設の確保について、し尿発生量が収集運搬能力を上回る場合は、可能な限り早い時期において、県を通じた広域的応援体制の確立に着手することが重要となる。

（2）　対策実施上の基本指針

「し尿の処理」対策の実施に当たっては以下の４点を基本指針とする。

ア　下水道整備区域において、通水機能が確認された場合は、流下用の水を学校のプール等で確保することによってトイレの使用を認める。 イ　上記の措置が困難な区域については、仮設トイレを拠点施設に設置、収集する。 ウ　仮設トイレ、バキュームカーその他の収集用資機材並びに処理場等の確保については、県を通じた広域的な応援体制の確立により対処する。 エ　事前広報を含む広報活動の徹底により上記措置の円滑な実施について、市民への協力を要請する。

（3）　対策実施上の時期区分

対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度県・(財)兵庫県まちづくり技術センター等・関係機関と協議して決めるが、おおむね以下の３つの時期区分に基づき段階的に行う。

区　分	期間のめやす	措置のめやす
災害発生直後の緊急措置	災害発生後 ７日目まで	ア　破損や溢水による便槽の溢れた箇所の把握及び感染症対策上緊急を要する応急措置 イ　仮設トイレの確保及び設置 ウ　備蓄トイレ用具の仮設トイレへの配置 エ　バキュームカーの補充確保 オ　被災地域及び避難所等拠点施設における重点対策 ※　避難所・拠点施設への仮設トイレの設置 ※　汚水管が破断した救急医療機関及び高層集合住宅団地への仮設トイレの設置 ※　拠点施設とは、市公共施設及び公園を想定 カ　し尿処理施設の応急復旧 キ　周辺都市へのし尿の応援処理要請 ク　広域的体制によるし尿の応援処理 ケ　市民・事業所に対する仮設トイレの設置場所、利用上の留意事項並びに代替方法に関する広報

		※　代替方法　ビニール袋使用による簡易トイレの使用方法（使用後はごみとして排出）
第二次処理対策 （避難所開設期間）	災害発生後 ８日目以降 28日目まで	ア　引き続き必要な上記措置の継続 イ　仮設トイレの消毒（めやすは週１回程度） ウ　仮設トイレの使用状況に応じた撤去・縮小 エ　平常時のし尿収集体制への移行

２　対策実施前の準備措置

（1）　し尿処理体制の確立

責任担当部長は、関係各部長と連携・協力し、あらまし以下の手順によりし尿処理体制を確立する。

ア　クリーンセンターし尿処理施設の被害状況を把握したのち、必要に応じ応急復旧措置を講じて、当面可能な限り収集・処理能力の維持に努める。

イ　収集すべき「し尿量」が市の有する能力を上回ると想定される場合は、県・近隣都市を通じて、収集・処理に関する応援派遣を要請する。

ウ　し尿収集・運搬業者に仮設トイレの設置場所・数量を連絡し、収集を指示する。

（2）　応急的し尿処理計画の策定

責任担当部長は、被害の状況に応じて「応急的し尿処理計画」を策定する。

ア　処理すべき量の推定

災害発生後に処理すべきし尿の排出対象者は、避難所収容者数と汲み取り地域内の人員制世帯数及び事業所等の帰宅困難者とする。排出対象者の総数と以下の基準により推定し、平常時における処理計画を勘案して、し尿の処理対策実施のための検討材料とする。

し尿処理量算出のための原単位

事　項	基　準	備　考
１人１日当りのし尿排出量	１．４㍑	標準的な大人の想定量
標準的な仮設トイレ１基容量	３５０㍑	２５０人１日当りのし尿排出量に相当
※１世帯あたりの想定人口	２．８人	平成９年７月１日現在統計

資料：日本トイレ協会監修「阪神大震災トイレパニック」による。

（3）　仮設トイレ・バキュームカー等の確保

仮設トイレ及びバキュームカーの確保については、県を通じた広域的な応援体制の確立により対処する。

（4）　近隣都市への応援処理の要請

し尿の処理能力の余裕がある近隣府県市町に対して、応援処理をしてくれるよう要請する。

なお、応援処理については、各避難所その他の救援対策施設において直接バキュームカーにより収集する方式と、バキュームカーによる搬入受入方式を併用する。

（5）　事前広報の実施

し尿処理対策の実施に当たっては、「広報たからづか被災者生活支援情報」等を通じて、事前に市民・事業所等の協力を要請する。とくに以下に掲げる点について周知徹底を図る。

ア　仮設トイレ利用上の留意事項 イ　平常時収集体制への移行に関する見通し

3　仮設トイレの設置

責任担当部長は、し尿の処理が困難な拠点施設・被災地域における「し尿の処理対策」として、以下のとおり仮設トイレを設置する。

区　分	仮設トイレ設置のめやす
設置場所	（1）　避難所（避難所内でトイレが不足又は使用不可能な場合） （2）　救急医療機関、仮置場等救援対策活動拠点施設 （3）　高層集合住宅団地（汚水管が破断し、トイレの使用が不能な場合） （4）　住宅密集地の公共施設（施設で不足する場合に限る）
設置すべき個数	避難人員２５０人当たり１基を設置
設置期間	避難所の閉鎖、水道施設の機能が復旧するなど仮設トイレの使用実態から、その必要がないと認めるときまで

4　初期における重点収集・処理の実施

（1）　仮設トイレについては、避難所拠点施設を最優先で収集する。

（2）　収集したし尿については、クリーンセンターのし尿処理施設に搬入して処理する。

5　第二次処理対策の実施

（1）　し尿収集の実施

ア　し尿汲取世帯・事業所について、計画収集を開始する。

イ　収集したし尿の処理については、近隣都市の協力を得て、収集地域区分ごとに臨時の受入先処理場を指定し行う。

（２）　仮設トイレの撤去・縮小

水道施設の復旧状況、仮設トイレの利用状況等に関して、定期的な巡回点検を通じて把握し、段階的に仮設トイレを縮小し撤去する。

（３）　平常時収集・処理体制への移行

し尿処理施設等の復旧状況及び今後の復旧計画について関係機関と協議し、平常時収集・処理体制への移行時期を決定する。

※　ごみ及びし尿処理施設等の現況　（第４編　６－３－２）

第７　　がれき等の処理

１　対策実施上の基本指針

（1）　基本的考え方

基本的考え方	「がれき等の処理」対策の実施に当たっては、第一に国・県の全面的協力を得るとともに、広域的な産業廃棄物処理体制の確立を要請する。第二に発生直後については、避難所その他拠点施設の「がれき」、緊急活動用道路の安全な交通上の「障害物」、河川・水路の降雨時における円滑な排水機能を阻害する「障害物」、そして被害が甚大な地域における「がれき」を最優先で処理する。これらは救援・復旧対策の適切な実施上の観点から速やかに収集され適切に処理される必要があるからである。第三に、収集・処理対策実施上「分別・減量化・再利用」が重要となるため、市民、事業者及び処理対策担当者及び処理作業実施者に対しては排出方法その他必要な事項について事前の広報及び対策期間中の広報を徹底し協力・実施を求める。 ※　「がれき」とは、建築物の被災若しくは解体に伴い発生する「かわら」や「土砂」、廃木材、コンクリートがら、畳、廃プラスチック等をさす。通常は排出者の責任において処分されるべき廃棄物であり、大部分は産業廃棄物に指定される品目である。

（2）　対策実施上の基本指針

障害物の除去を含む「がれき等の処理」対策に関しては、災害救助法等関係法規の定めるところにより行うが、特に市域に震度６弱以上の地震が発生した場合における「がれき等の処理」対策の実施に当たっては、以下の４点を基本指針とする。

ア　避難所等救援対策施設、人命を優先し、緊急度の高い地域からの収集・搬出を最優先で行う。
イ　仮置場を確保し、搬出動線の簡略化と車両運用の効率化を図ることにより交通渋滞要因の最小化に努める。
ウ　仮置場への搬入については、建設リサイクル法に基づき分別されたものを対象とし、搬入業者へ協力を求め、がれき等発生地、仮置場のそれぞれにおいて、分別・減量・再利用を徹底・指導し、最終処分すべき総量の最小化を図る。
エ　収集・搬出・中間処理（分別・減量・再利用）及び最終処分場への搬出の各場面において、県・国・産業廃棄物関係業者・団体の全面的協力を得るとともに、市民・事業所の理解・協力を得るよう事前広報等を通じた趣旨の徹底に努める。

（3）　対策実施上の時期区分

対策の実施手順は、災害発生後の事態の推移に対応して、その都度県・国・関係機関・協力団体等と協議して決めるが、おおむね以下の２つの時期区分に基づき段階的に行う。

区　分	期間のめやす	措置のめやす
災害発生直後の緊急措置	災害発生後７日目まで	ア　仮置場の確保 イ　重機車輌、機材、人員の確保
処理対策 (避難所開設期間)	完了まで	ア　処理対策の実施 ※　仮置場における中間処理 ※　産業廃棄物処理許可業者による中間処理及び最終処分 ※　広域的支援体制による中間処理及び最終処分

2　災害廃棄物の処理方法

（1）　仮置場中間処理基地の確保

地震により生じた損壊家屋等のうち、危険性の高いものや道路交通を遮断するものなど、緊急を要するものについては、それらを集積するための仮置場として、未利用地を第一次の仮置場として確保する。

また、併せて、最終処分、リサイクル先を考慮した分別・焼却・破砕等の中間処理（積出）基地を確保する。災害の規模によっては、これらを複数設置する他、市域外搬出について考慮するものとする。

（2）　分別・破砕・焼却処分の方法

ア　分別方法

災害廃棄物は、解体家屋ごと建設リサイクル法に基づく分別を行ったのち、仮置場に収集することとする。

イ　中間処理・最終処理方法

（ア）　木材等については、極力リサイクルをするとともに、その他可燃物はクリーンセンターにおいて焼却するものとする。必要に応じ仮設焼却炉の設置を行うものとする。

（イ）　コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、アスファルト・コンクリートは、用材としてリサイクルを行うことを基本とする。

（ウ）　荒分別後に残る混合物（土砂が主体）についてもできるだけ分別を行い所要の処分を行うものとする。

ウ　解体工事及び災害廃棄物の運搬

解体工事及び災害廃棄物の運搬は、原則建物の所有者が行うこととし、市はこれらの廃棄物の処理場の確保や処理処分に関する情報の提供等を行うものとする。

ただし、阪神大震災時には、公費負担が国の制度として設けられた。災害の規模や状況によっては、公費負担制度について国と協議する。

なお、阪神淡路大震災におけるがれき処分のフローは、次のとおりである。

災害廃棄物処理事業フロー

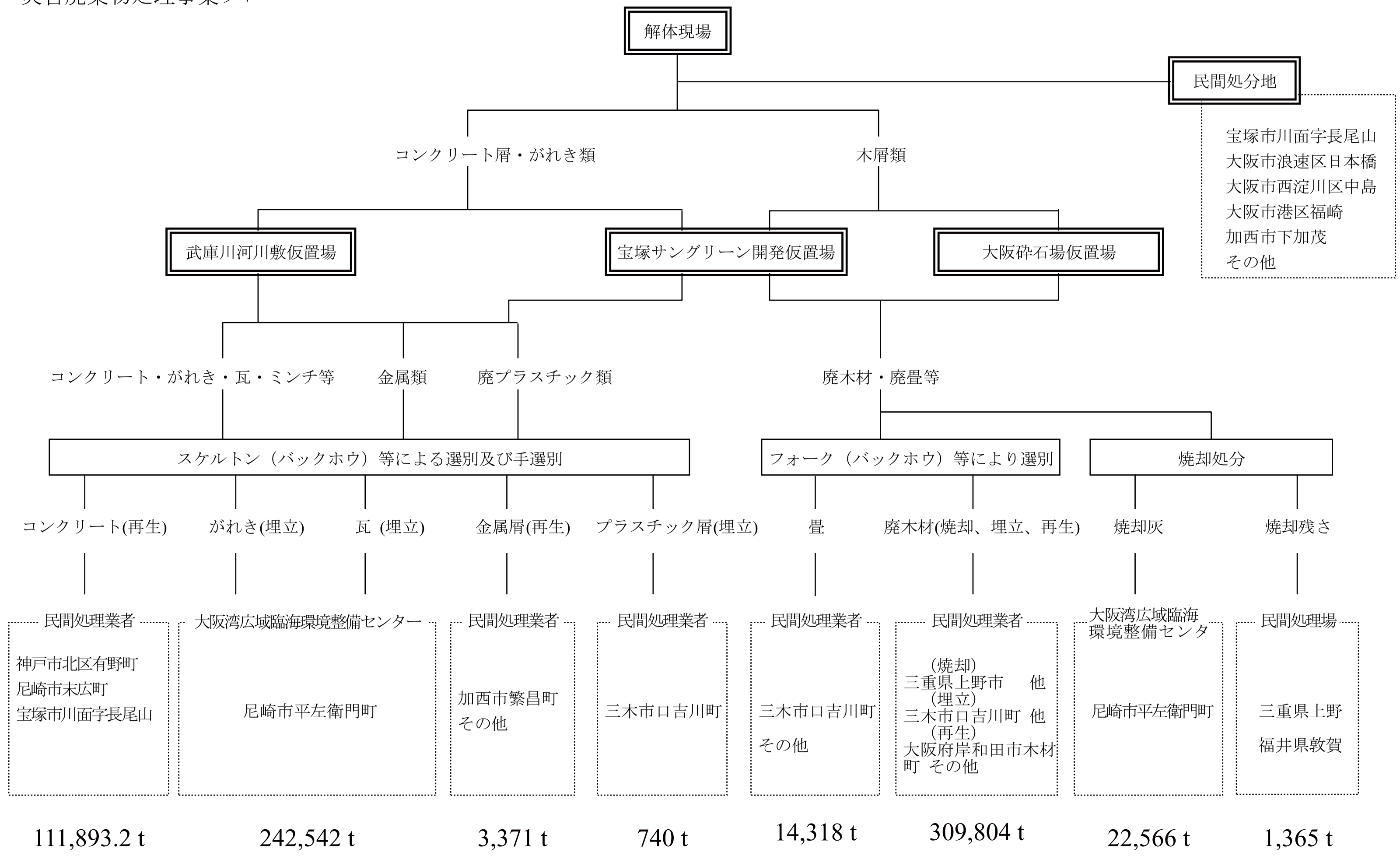

宝塚市地域防災計画

第４編　資料・様式編

（平成２９年（２０１７年）度修正）

宝塚市防災会議

５－３　災害時における相互応援協定

５－３－１　災害応急対策活動の相互応援に関する協定書

災害応急対策活動の相互応援に関する協定書

災害応急対策活動の相互応援に関し、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、川西市、三田市及び猪名川町（以下「協定市町」という。）との間に次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、協定市町の区域内において災害が発生した場合において、協定市町が相互に応援し、その応急対策活動の万全を期することを目的とする。

（災害の範囲）

第２条　この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号　第２条第１号に規定する災害及びこれらに至らない比較的小規模の災害をいう。

（相互応援）

第３条　協定市町は、その区域に災害が発生した場合は、相互に応援するものとする。

（連絡担当部局）

第４条　協定市町は、災害時の連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局を相互に明らかにしておくものとする。

（応援の要請及び方法）

第５条　協定市町は、災害が発生して応援を求めようとするときは、法令その他別に定めがある場合を除くほか、連絡担当部局を通じ、災害の概要を明らかにして、次の各号に掲げる応援措置を要請するものとする。

（１）被災者の食糧その他生活必需品の提供

（２）被災者の応急救助にかかる職員の応援及び所要の施設の利用

（３）診療、疫学調査、感染症患者の入院の勧告又は措置その他治療及び感染症対策作業のための職員の応援並びに所要の施設の利用及び医薬品等の提供

（４）復旧のための土木及び建築技術職員の応援並びに所要の資材の提供

（５）清掃及びし尿処理作業のための職員の応援並びに所要の器具及び車両の提供

（６）水道工事及び給水作業のための職員の応援並びに所要の器具及び車両の提供

（７）通信施設及び輸送機関の確保復旧のための職員の応援並びに所要の器具及び車両の提供

（８）消防、救急、水防作業隊の応援及び所用の資材の提供

（９）ボランティアに関する情報の提供

（10）その他応急対策活動に必要な措置

２　協定市町は、前項の応援の実施については、兵庫県災害対策阪神南地方本部（兵庫県阪神南県民局）、兵庫県災害対策阪神北地方本部（兵庫県阪神北県民局）と連絡を取るものとする。

（隣接地域の応援）

第６条　協定市町は、前条の規定にかかわらず、その隣接する地域及び当該地域の周辺部で災害が発生し、又は発生するおそれがあると認知し若しくは受報したときは、応援要請を待たずに応援を行うことができる。この場合においては、直ちにその旨を応援を受けた協定市町（以下「被応援市町」という。）へ通報するものとする。

（応援措置の履行）
第７条　応援を行う協定市町（以下「応援市町」という。）は、その応援措置を的確かつ円滑に行うよう努めなければならない。
（応援経費の負担）
第８条　応援に要した経費の負担については、応援市町と被応援市町が別に協議するものとする。
（地域防災計画その他資料等の交換）
第９条　協定市町は、非常の災害に備え、毎年作成する地域防災計画を交換するほか、災害防止の方策について資料情報等を相互に交換するものとする。
（訓練の実施）
第１０条　協定市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう合同の防災訓練を実施するものとする。
（実施の細目）
第１１条　この協定の実施に関し必要な事項は、協定市町が協議のうえ別に定めるものとする。

附　則

この協定は、平成９年１１月１日から効力を生ずる。
平成５年５月１日に成立した災害応急対策活動の相互応援に関する協定は、廃止する。

附　則

この協定は、平成１３年１２月２７日から実施し、平成１３年４月１日から適用する。

この協定の成立を証するため本書８通を作成し、協定市町記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成１３年１２月２７日

尼崎市長　　宮田　良雄
西宮市長　　山田　　知
芦屋市長　　北村　春江
伊丹市長　　松下　　勉
宝塚市長　　正司　泰一郎
川西市長　　柴生　　進
三田市長　　岡田　義弘
猪名川町長　真田　保男

５－３－２　災害応急対策活動の相互応援に関する協定実施細目

災害応急対策活動の相互応援に関する協定実施細目

（趣旨）

第１条　この実施細目は、７市１町が締結している「災害応急対策活動の相互応援に関する協定書」（以下「協定書」という）第１１条の規定に基づき、具体的な運用を定めるものとし、阪神間が連携を保ち、応急対策活動を迅速かつ的確に行い、災害から住民の生命財産を守る広域的な防災体制の整備を図ることを目的とする。

（事務局）

第２条　この実施細目に係る事務局は、協定市町が担当するものとする。

（協定市町の区分）

第３条　協定市町を次のとおり東部、西部の市町に区分し、救援・救護活動に当たるものとする。

（１）東部地域

尼崎市・伊丹市・川西市・猪名川町

（２）西部地域

西宮市・芦屋市・宝塚市・三田市

（連絡担当市町）

第４条　前条に定める各地域の正副連絡担当市町を次表のとおり定める。

地　域	連絡担当市町	副連絡担当市町
東　部	尼　崎　市	伊　丹　市
西　部	西　宮　市	宝　塚　市

（情報の収集及び伝達方法）

第５条　災害が発生した場合、被災市町は、別紙１「応援要請書」により、速やかに前条に定める各地域の連絡担当市町に連絡する。ただし、そのいとまがない場合には、口頭により要請を行い、後に別紙１「応援要請書」を速やかに提出するものとする。なお、連絡担当市町が被災等により連絡事務を行いがたい場合は、副連絡担当市町が事務を代行する。

２　連絡を受けた連絡担当市町は、地域内の他市町に前項の内容を伝達し、救援・救護が必要な場合は地域内の状況を取りまとめ、応援体制を被災市町に連絡する。

３　前項までの連絡方法が取りがたい場合は、協定書第６条の規定により応援要請を待たずに応援を行うことができる。

４　第３項までの連絡方法は、応急時（発災から７日以内）までとし、復旧時以降（発災から８日目以降）の連絡方法に関しては、災害の程度等を考慮し、状況により適時対処するものとする。

５　各市町の連絡先は別紙２「阪神地域防災連絡網」のとおりとする。この「阪神地域防災連絡網」の内容に変更が生じた際は、事務局まで連絡することとする。

６　前項に定めるもののほか、災害発生時において連絡担当市町は、兵庫県災害対策阪神南地方本部（兵庫県阪神南県民局）、兵庫県災害対策阪神北地方本部（兵庫県阪神北県民局）と連絡を取るものとする。

７　前項の連絡を受けた兵庫県災害対策阪神南地方本部及び阪神北地方本部は、協定書第５条第１項の応援内容について最大限の協力をするものとする。
８　応援要請の有無にかかわらず応援活動を実施した各市町は、別紙３「応援活動報告書」により、被応援市町に報告するものとする。
（救援物資に係る応援の方法及び目標）
第６条　協定書第５条第１項第１号に規定する被災者の食糧その他生活必需品の提供については、別紙４「各市町の備蓄状況」を基に被応援市町に提供するものとする。
２　食糧の確保については、災害の規模、場所等により異なるが、概ね発災直後（３日以内）を目標とする。
（応援経費の負担について）
第７条　応援の実施に要した費用は、原則として発災から復旧時まで（１カ月以内）は、応援市町が負担するものとする。
２　疑義が生じた場合及び復興時以降については、協定市町がその都度協議して定める。
（細目の改正）
第８条　実施細目について、改正の必要があると認められるときは、協定市町が協議するものとする。
附　則
この実施細目は、平成９年 11 月１日から効力を生ずる。
附　則
この実施細目は、平成 13 年 12 月 27 日から実施し、平成 13 年４月１日から適用する。
附　則
この実施細目は、平成 22 年４月１日から実施する。

この実施細目の成立を証するため本書８通を作成し、協定市町記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成 22 年３月３１日

尼崎市長　白　井　　文
西宮市長　山　田　　知
芦屋市長　山　中　　健
伊丹市長　藤　原　保　幸
宝塚市長　中　川　智　子
川西市長　大　塩　民　生
三田市長　竹　内　英　昭
猪名川町長　福　田　長　治

別紙１

応　援　要　請　書

被応援側市町			
応援要請先市町			
応援要請日時			
災害発生日時			
災害発生場所			
災害の概要 ・災害種別 ・災害の状況等			
応援要請内容			
集結場所			
その他必要事項			
被応援側担当者	職 氏名 連絡先	連絡担当市町の担当者	職 氏名 連絡先

別紙２

応援活動報告書

応　援　側　市　町	
要請受理日時または 災　害　認　知　日　時	
応　援　活　動　場　所	
応　援　活　動　期　間	
災　害　発　生　場　所	
応　援　活　動　組　織　等 （指揮者・人員・車両等）	
応　援　活　動　の　内　容	
使　用　器　材　及　び 消　費　物　品　等	
そ　の　他　参　考　事　項	
応　援　側　市　町　担　当　者	職・氏名　　　　　　　　　　ＴＥＬ

別紙３

圏域内発災時フローチャート

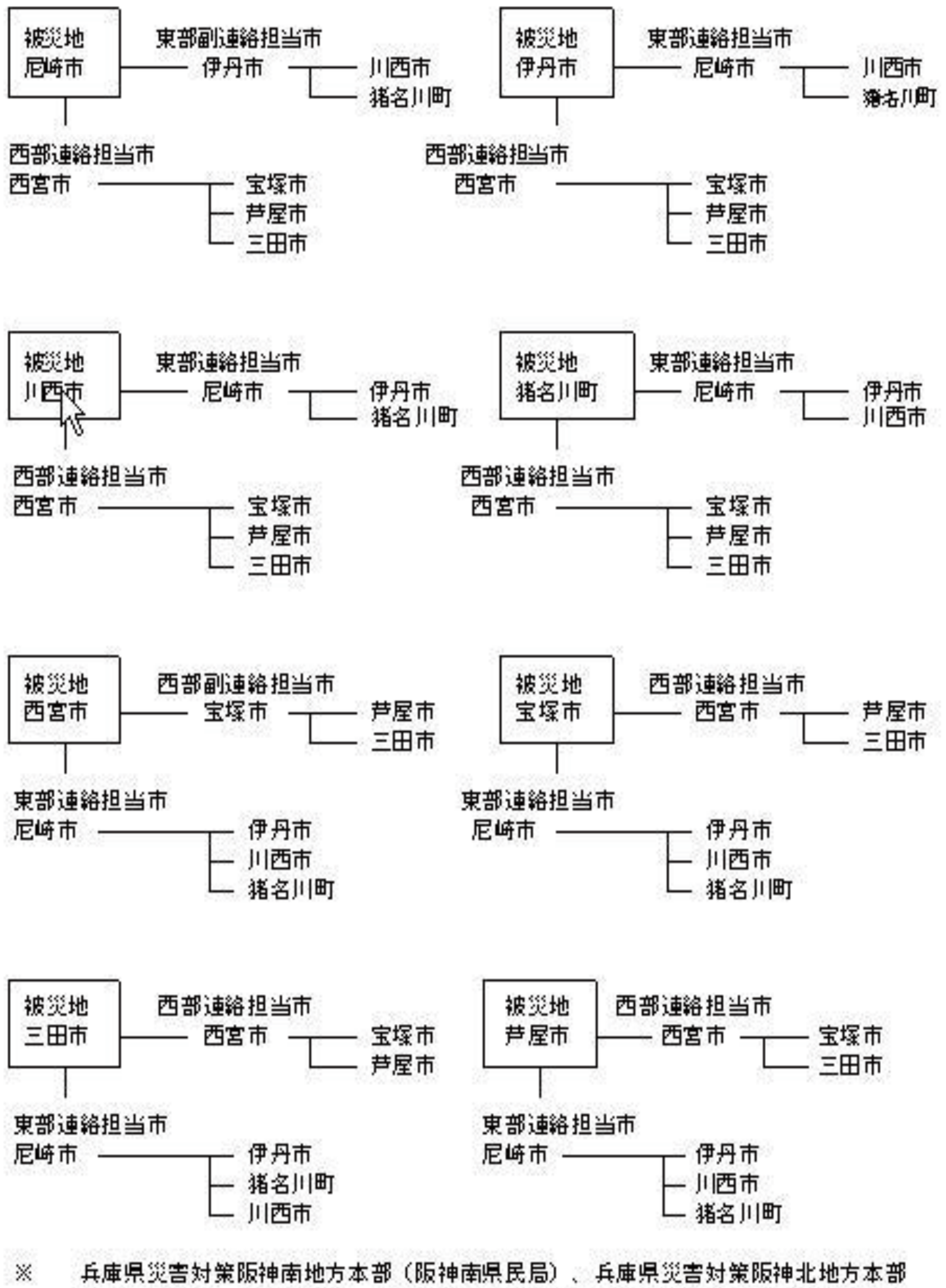

※　兵庫県災害対策阪神南地方本部（阪神南県民局）、兵庫県災害対策阪神北地方本部（阪神北県民局）との連絡は、原則として被災地の属する連絡担当市又は副連絡担当市が行うものとする。

※　阪神広域職員は、阪神南及び北地方本部へ

別紙４

阪神地域防災連絡網（平成28年度）

	NTT 回線		衛星電話	
	電話	FAX	電話	FAX
尼崎市	(昼) 06-6489-6165（災害対策課） 06-6489-6564（企画管理課） (夜) 06-6481-0119	０６-６４８９-６１６６（共通） 06-6482-1995	7-202-52	7-202-61
	尼崎市東七松町1丁目23－１　尼崎市総務局災害対策課、企画管理課 ※夜間は消防局　情報司令課			
西宮市	(昼) 0798-35-3626 (夜) 0798-35-3046	0798-36-1990 同　上	7-204-52 7-204-53	7-204-61 同　上
	西宮市六湛寺町１０－３　西宮市防災･安全局防災対策グループ ※夜間は市役所守衛室			
芦屋市	(昼) 0797-38-2093 (夜) 0797-32-2345	0797-38-2157 0797-32-0119	7-206-52 7-206-43	7-206-61 7-206-62
	芦屋市精道町7－６　芦屋市都市環境部防災安全課 ※夜間は消防本部通信司令室			
伊丹市	(昼) 072-784-8166 (夜) 072-784-8181	072-784-8172	7-207-61	7-207-52
	伊丹市千僧1丁目1　伊丹市危機管理室 ※夜間は守衛室から危機管理担当職員へ伝達			
宝塚市	(昼) 0797-77-2078 (夜) 0797-73-1141	0797-77－2102 0797-72-7244	7-214-52 7-762-43	7-214-61 7-762-62
	宝塚市東洋町１－１　宝塚市都市安全部危機管理室総合防災課 ※夜間は消防本部情報管制課			
川西市	(昼) 072-740-1145 (夜) 072-759-0119	072-740-1320 072-757-3379	7-217-52 7-765-44	7-217-61 7-765-62
	川西市中央町１２－１　川西市総務部危機管理室 ※夜間は消防本部司令室			
三田市	(昼) 079-559-5057 (夜) 079-564-0119	079-559-1254 079-563-1230	7-219-52	7-219-61
	三田市三輪2丁目１－１　三田市総務部総務室危機管理課 ※夜間は消防本部消防課			
猪名川町	(昼) 072-766-8708 (夜) 072-766-0001	072-766-3732	7-301-52	7-301-61
	猪名川町上野字北畑１１－１　猪名川町総務部総務課 ※夜間は宿直員			
阪神南県民局	(昼) 06-6481-8046 (夜)　　同　上	06-6481-8148 同　上		
	尼崎市東難波町5丁目21－８　兵庫県阪神南県民局総務企画室地域安全課			
阪神北県民局	(昼) 0797－83－3127 (夜)　　同　上	0797-86-4379 同　上		
	宝塚市旭町２－４－１５　兵庫県阪神北県民局総務企画室企画防災課			

○別添資料
（条文にかかる用語の定義について）
協定書の条文における用語の定義については、次表の通りとする。

条　項	用　　語	定　　　　　　義
第２条	災害対策基本法に規定する「災害」	暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる災害。（災害対策基本法第２条第１号）
第５条第１項(1)	食　　糧	主食用米穀、乾パン等をいう。
	生活必需品	飲料水、被服、寝具等をいう。
第５条第１項(2)	応急救助	避難所の設置、応急仮設住宅の設置、炊出しその他による食品の給与、飲料水の供給、被服寝具その他の生活必需品の給与、医療及び助産、災害にかかった者の救出、災害にかかった住宅の応急処理学用品の給与、埋葬、死体の捜索、障害物の除去等をいう。
	所要の施設	避難所、医療施設、助産施設、仮設住宅、死体処理機関、ごみ処理施設、輸送にかかる公用車等をいう。
第５条第１項(3)	防疫作業	飲料水の消毒、家屋の消毒、便所の消毒、芥溜・溝渠の消毒患者輸送用器等の消毒、ねずみ族・昆虫等の駆除等をいう。
	所要の施設	病院・診療所等をいう。
	医薬品等	薬剤、治療材料、散布用器械等をいう。
第５条第１項４	所要の機材	木材等、家屋・施設・道路・河川・上下水道等の復旧に要する諸機材をいう。
第５条第１項５	所要の器具及び車両	運搬用トラック等、清掃・し尿処理作業にかかる器具及び車両をいう。
第５条第１項６	所要の器具及び車両	給水タンク、給水袋、非常用携行容器、簡易浄水装置仮設給水栓及び圧送式タンク車等をいう。
第５条第１項７	所要の器具及び車両	無線、携帯電話、広報車、輸送用車両等をいう。
第５条第１項８	所要の資材	土嚢、ブルーシート、木杭、布木、消火器、救命ブイ等をいう。
第５条第１項９	ボランティアに関する情報	ボランティアに関する連絡、紹介、あっせん等をいう。

（時間区分の定義）
この実施細目においての時間区分を次表の通り定める。

時　期	目　　　安	状　　　　　況
発災直後	災害発生～３日以内 発災４日目～７日以内	・防災関連機関が災害対応のための情報を収集し、初動体制を整え、救援救護を中心に活動する。 ・被災者が状況を把握し、避難する。
応急時	発災８日目～１カ月以内	・防災関連機関は避難所開設等、応急対応を中心とした活動を行う。 ・被災者は避難所あるいは自宅などで応急避難生活を送る。
復旧時	１カ月経過以降	・被災行政等は機能を回復し復旧へ向けての多様な活動を行う。 ・被災者は避難所滞在、自宅へ戻る等様々だが災害前の生活を取り戻しはじめる。
復興時		・復興への活動が活発化する。

５－３－３　災害時における相互応援協定

災害時における相互応援協定

災害応急対策活動の相互応援に関し、神戸市、芦屋市、西宮市、宝塚市、三田市、三木市、稲美町及び明石市（以下「協定市町」という。）との間に次のとおり協定する。

神戸市	神戸市長
芦屋市	芦屋市長
西宮市	西宮市長
宝塚市	宝塚市長
三田市	三田市長
三木市	三木市長
稲美町	稲美町長
明石市	明石市長

（目的）
第１条　この協定は協定市町の区域内において災害が発生した場合において、協定市町が相互に応援し、その応急対策活動の万全を期すことを目的とする。
（災害の範囲）
第２条この協定において「災害」とは災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に規定する災害及びこれらに至らない比較的小規模の災害をいう。
（相互応援）
第３条　協定市町は、その区域内に災害が発生した場合、相互に応援するものとする。
（連絡担当部局）
第４条　協定市町は、災害に備え、連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局を相互に明らかにしておくものとする。
（応援の要請及び方法）
第５条　協定市町は、災害が発生して応援を求めようとするときは、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、連絡担当部局を通じ、災害の概要を明らかにして、次の各号に掲げる応援措置を要請するものとする。
(1) 被災者の食料その他生活必需品の提供
(2) 被災者の応急救助にかかる職員の応援及び所要の施設の利用
(3) 診療、検病、伝染病患者の収容その他治療及び防疫作業のための職員の応援並びに所要の施設の利用及び医薬品等の提供
(4) 復旧のための土木及び建築技術職員の応援並びに所要の資材の提供
(5) 清掃及びし尿処理作業のための職員の応援並びに所要の器具及び車両の提供
(6) 水道工事及び給水作業のための職員の応援並びに所要の器具及び車両の提供
(7) 通信施設及び輸送機関の確保復旧のための職員の応援並びに所要の器具及び車両の提供
(8) 消防、救急、水防作業隊の応援並びに所要の資材の提供
(9) その他応急対策活動に必要な措置
（緊急応援）
第６条　協定市町は、前条の規定にかかわらず、協定市町の区域内において災害が発生し、又は発生するおそれがあると認知し、若しくは受報し、かつ、特に緊急を要し、前条に

定める要請を待ついとまがないと認められる場合には同条の要請を待たずに応援を行うことができる。

この場合においては、直ちにその旨を応援を受けた協定市町（以下「被応援市町」という。）へ通報するものとする。

（応援措置の履行）

第７条　応援を行う協定市町（以下「応援市町」という。）は、その応援措置を的確かつ円滑に行うよう努めなければならない。

（応援経費の負担）

第８条　応援に要した経費の負担については、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、次の各号に掲げるところにより被応援市町が負担するものとする。

⑴ 応援職員の旅費等

ア　応援市町の旅費に関する規定による応援職員の旅費

イ　応援職員が応援業務に従事中第三者に損害を与えた場合の補償費

⑵ 応援物資の購入等　当該物資の購入費及び輸送費

⑶ 車両等の燃料費等　燃料費及び破損又は故障を生じた場合の修理費

⑷ 機械器具類の輸送費等　輸送費及び破損又は故障を生じた場合の修理費

２　前項第１号イに規定する補償費のうち、被応援市町への往復途中において第三者に損害を与えた場合の補償費については、応援市町、被応援市町双方協議して定めるものとする。

（地域防災計画その他資料等の交換）

第９条　協定市町は、非常の災害に備え、毎年作成する地域防災計画を交換するほか、災害防止の方策について資料情報等を相互に交換するものとする。

（実施の細則）

第 10 条　この協定の実施に関し必要な事項は、協定市町が協議のうえ別に定めるものとする。

付　則

１　この協定は、平成８年６月１日から効力を生ずる。

２　昭和 38 年 12 月２日に神戸市と三田市が締結した災害相互応援協定及び昭和 45 年３月９日に神戸市と芦屋市・西宮市が締結した災害相互応援協定は廃止する。

付　則

１　この協定は、平成１７年１０月２４日から効力を生ずる。

２　平成８年６月１日に神戸市、芦屋市、西宮市、宝塚市、三田市、吉川町、三木市、稲美町及び明石市が締結した災害時における相互応援協定は廃止する。

この協定の成立を証するため本書９通を作成し、協定市町長記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成１８年5月１１日

５－３－４　災害時における相互応援協定に関する実施細目

災害時における相互応援協定に関する実施細目

（趣旨）

第１条　この実施細目は、平成８年６月１日付けで神戸市、芦屋市、西宮市、宝塚市、三田市、吉川町、三木市、稲美町及び明石市（以下「協定締結市町」という。）との間で締結した災害時における相互応援協定（以下「協定」という。）第 10 条の規定に基づき協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

（協定市町の区分）

第２条　協定市町を次のとおり地域別に区分する。

(1) 阪神地域
　西宮市・芦屋市・宝塚市・三田市

(2) 神戸地域
　神戸市

(3) 東播磨地域
　吉川町・三木市・稲美町・明石市

（連絡担当市町）

第３条　前条に定める各地域の正副連絡担当市町を次のとおり定める。

地　　域	連絡担当市町	副連絡担当市町
阪神地域	芦　屋　市	三　田　市
神戸地域	神　戸　市	な　　　し
東播磨地域	明　石　市	三　木　市

２　災害が発生した場合、被災市町は、速やかに連絡担当市町に被害状況・応援要請内容等を連絡し、連絡を受けた連絡担当市町は、被災市町からの連絡内容を地域内の他市町及び他地域の連絡担当市町に連絡する。

３　連絡担当市町が被災等により、情報収集・連絡事務等を行いがたい場合は、副連絡担当市町が連絡担当市町の事務を代行する。

４　連絡担当市町及び副連絡担当市町は、その事務を行うにあたり、地域内の他市町に協力を要請することができる。

（経費の請求）

第４条　協定第８条に定める応援に要した経費の請求は、応援市町の市町長名による請求書（関係書類添付）により、各市長の連絡担当部局を経由して応援要請市町の市町長に対して行うものとする。

（緊急応援活動に要する経費の負担及び請求）

第５条　協定第６条の規定による緊急応援活動に要する経費の請求については、前条の規定を準用する。

（資料情報等の交換）

第６条　協定第９条に定める資料情報等については、次のとおりとする。

(1) 連絡担当部局の課名・担当責任者及び同代理者の職氏名・電話番号その他連絡に必要な事項

(2) 緊急物資及び資機材等の保有状況

(3) その他必要と考えられる事項

（防災担当者会議の設置）
第７条　協定締結市町は、協定に基づく応援が円滑に行われるよう、定期的に防災担当者の会議を開催し、意見・情報等の交換を行う。
（その他）
第８条　この実施細目によりがたい事項及びこの実施細目に定めのない事項は、その都度協定締結市町が協議して定めるものとする。

この実施細目の締結を証するため本書９通を作成し、協定締結市町長記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成９年10月23日

神戸市中央区加納町６－５－１
神　戸　市
代表者　神戸市長　　笹　山　幸　俊
芦屋市精道町７－６
芦　屋　市
代表者　芦屋市長　　北　村　春　江
西宮市六湛寺町１０－３
西　宮　市
代表者　西宮市長　　馬　場　順　三
宝塚市東洋町１－１
宝　塚　市
代表者　宝塚市長　　正　司　泰一郎
三田市三輪２－１－１
三　田　市
代表者　三田市町　　塔　下　真　次
三木市上の丸町１０－３０
三　木　市
代表者　三木市長　　加　古　房　夫
加古郡稲美町国岡１３５－１
稲　美　町
代表者　稲美町長　　井　上　芳　和
明石市中崎１－５－１
明　石　市
代表者　明石市長　　岡　田　進　裕

５－３－５　フラワー都市交流連絡協議会災害時相互応援に関する協定書

フラワー都市交流連絡協議会加盟都市は、いずれかの市町域において災害（災害対策基本法第２条第１号に規定する災害をいう。）が発生した場合において、被災市町の要請にこたえ、応急,復旧対策及び復興対策が円滑に遂行されるよう、相互の応援体制について、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第１条　応援の種類、内容は次に掲げるとおりとする。

⑴ 食糧、飲料水及び生活必需品等並びに医薬品等の提供

⑵ 児童生徒の受け入れ

⑶ 復興事業における花の種苗、苗木及び植木等の緑化花木の提供

⑷ 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続き）

第２条　応援を要請する市又町（以下「市」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には、電話、又はファクシミリにより応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

⑴ 被害の状況

⑵ 前条第１号及び第３号に掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名及び数量等

⑶ 応援場所及び経路

⑷ 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援の実施）

第３条　応援を要請された市は、極力これに応じるよう取り組むものとする。

（応援経費の負担）

第４条　応援に要した経費は、原則として応援を要請をした市の負担とする。

２　応援を要請した市が、前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、応援を要請した市からの申し出があった場合は、応援を要請された市は、一時立替え支弁するものとする。

（連絡責任者）

第５条　第２条に掲げる要請に関する事項の連絡が誠実かつ円滑に行われるよう、各市に連絡責任者を置くものとする。

（体制の整備）

第６条　各市は、この協定に基づき応援が円滑に行われるよう、必要な体制の整備に努めるものとる。

（協　　議）

第７条　この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、フラワー都市交流連絡協議会が協議して定めるものとする。

（運　　用）

第８条　この協定は平成１７年１０月１日から運用する。

この協定の締結を証するため、この協定書を 11 通作成し、各市長記名押印のうえ、各１通を保有するものとする。

平成１８年１０月１５日

福井県越前市府中一丁目１３－７

越前市長

山形県長井市ままの上５－１
　　　長井市長
静岡県下田市東本郷一丁目５－１８
　　　下田市長
兵庫県宝塚市東洋町１－１
　　　宝塚市長
山口県萩市大字江向５１０
　　　萩市長
福岡県久留米市城南町１５－３
　　　久留米市長
富山県砺波市栄町７－３
　　　砺波市長
岐阜県揖斐郡大野町大字大野８０
　　　大野町長
北海道空知郡中富良野町本町９－１
　　　中富良野町長

５－３－６　全国施行時特例市市長会災害時相互応援に関する協定書

全国施行時特例市市長会災害時相互応援に関する協定書

（趣旨）
第１条　全国施行時特例市市長会加入市（以下「協定市」という。）は、いずれかの市の区域において、地震等の大規模な災害が発生し、被害を受けた施行時特例市（以下「被災市」という。）が、独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災市以外の協定市が相互に救援協力し、被災市の応急対策及び復旧活動を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）
第２条　応援の種類は次のとおりとする。
(1)　食糧、飲料水及び生活必需物資の提供並びにその供給に必要な資機材の提供
(2)被災者の救助、医療救護及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
(3)応急対策及び復旧活動に必要な職員の派遣及び資機材の提供
(4)前各号に掲げるもののほか、被災市が特に必要と認めるもの

（ブロック体制）
第３条　応援を円滑に遂行するためブロック体制を整備し、各ブロックには、代表市及び副代表市を置く。
２　各ブロックの代表市は、全国施行時特例市市長会の副会長が務め、副代表市は、ブロックを構成する協定市の中から、代表市が指名する。
３　各ブロックの代表市は、副代表市を指名したときには、会長市に報告し、会長市はこれを全協定市に通知する。
４　ブロックの代表市が、被災市となったときは、副代表市が、代理を務める。

（応援要請の手続き）
第４条　被災市が、応援の要請をしようとする場合は、次に掲げる事項を明らかにして、被災市の属するブロックの代表市に、電話等による要請を行い、後日速やかに当該事項を記載した文書を提出するものとする。
(1)被害の状況
(2)第２条第１号及び第２号に掲げる応援を要請するときは、物資等の品名、数量等
(3)第２条第３号に掲げる応援を要請するときは、職員の職種及び人員並びに被災市での業務内容
(4)応援場所及び応援場所への経路並びに連絡窓口となる担当者名等
(5)応援の期間
(6)前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援体制）
第５条　ブロックの代表市は、被災市から応援の要請を受けたときは、ブロック内

の協定市による応援体制をとることを基本とする。ただし、ブロックの代表市が、ブロック体制を越えた応援体制にすることが必要と判断するときは、全国施行時特例市市長会の会長市と協議し、会長市は全協定市による応援体制とすることができる。

（応援の実施）

第６条　ブロックの代表市又は会長市から要請された協定市は、可能な限りこれに応じ、応援に努めるものとする。

２　前項の規定により応援する協定市は、災害発生直後、応援活動のため職員等を派遣する場合においては、派遣職員自ら消費又は使用する物資等を携行させるものとする。

（自主的活動）

第７条　激甚な災害が発生し、通信途絶等により被災市から第４条の規定に基づく応援要請がない場合、ブロックの代表市はブロック内の協定市と協力し、速やかにその被害状況について、自主的に情報収集を行うものとする。

２　ブロックの代表市は、前項の情報収集により、被害が甚大であると判断し、かつ、被災市と連絡ができない場合は、自ら第５条に規定する応援体制をとることができる。

３　自主的な応援活動中に、被災市から第４条の規定に基づく応援要請を受けたときは、第６条の規定に基づく応援を実施するものとする。

（応援経費の負担）

第８条　応援に要した経費は、原則として被災市の負担とする。

２　応援職員が第２条第３号の応援（以下「応援業務」という。）により負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合における公務災害補償に要する経費は、応援する協定市の負担とする。

３　応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援を受けた被災市が、被災市への往復の途中において生じたものについては応援する協定市が、それぞれ負担するものとする。

４　前各項に定めるもののほか、応援経費の負担に関し必要な事項については、被災市及び応援する協定市が協議して定めることができる。

（連絡担当部局）

第９条　協定市は、災害に備え、連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局を相互に明らかにしておくものとする。

（協議）

第１０条　この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、協定市が協議して定めるものとする。

この協定の締結にあたっては、会長市への同意書の提出をもって、協定が成立したものと見なす。

平成２７年４月１日

八戸市	山形市	水戸市
つくば市	伊勢崎市	太田市
川口市	熊谷市	所沢市
春日部市	草加市	平塚市
小田原市	茅ヶ崎市	厚木市
大和市	長岡市	上越市
甲府市	松本市	沼津市
富士市	福井市	一宮市
春日井市	四日市市	岸和田市
吹田市	茨木市	八尾市
寝屋川市	明石市	加古川市
宝塚市	鳥取市	松江市
呉市	佐賀市	佐世保市

平成１８年７月２７日締結
平成１９年４月１日上越市・長岡市・太田市・伊勢崎市・つくば市加入
平成２０年４月１日春日部市加入盛岡市・久留米市脱退
平成２０年９月１日協定書の一部改正
平成２１年４月１日熊谷市加入前橋市・大津市・尼崎市脱退
平成２３年４月１日高崎市脱退
平成２４年４月１日松江市加入豊中市脱退
平成２６年４月１日佐賀市加入枚方市脱退
平成２７年４月１日協定書の一部改正越谷市脱退

（第３条関係）
全国施行時特例市市長会災害時相互応援に関する協定ブロック体制

東日本ブロック	西日本ブロック
八戸市	福井市
山形市	一宮市
水戸市	春日井市
つくば市	四日市市
伊勢崎市	岸和田市
太田市	吹田市
川口市	茨木市
熊谷市	八尾市
所沢市	寝屋川市
春日部市	明石市
草加市	加古川市
平塚市	宝塚市

小田原市	鳥取市
茅ヶ崎市	松江市
厚木市	呉市
大和市	佐賀市
長岡市	佐世保市
上越市	
甲府市	
松本市	
沼津市	
富士市	

５－３－７　兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定

兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定

（趣旨）
第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 67 条第１項及び第 68 条第 1 項の規定に基づき、県内で災害が発生し、被災した市町のみでは十分な対策を講じることができない場合に、兵庫県（以下「県」という。）及び県内市町による応援活動を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）
第２条　応援の内容は次のとおりとする。
⑴　応急対策及び応急復旧に必要な資機材、物資及び施設のあっせん又は提供
⑵　応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
⑶　被災者の受入れ
⑷　前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

（応援の要請）
第３条　応援を受けようとする被災市町（以下「被応援市町」という。）は、次の事項を可能な限り明らかにして、県に対し文書により要請するものとする。ただし、文書により要請するいとまのない場合は、電話、ファクシミリ又は兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム等により応援の要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。
⑴　被害の状況
⑵　前条第１号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
⑶　前条第２号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
⑷　応援の場所及びその場所への経路
⑸　応援を必要とする期間
⑹　前各号に掲げるもののほか必要な事項
２　県は、前項の要請を受けたときは、速やかに、応援可能な市町と調整を行ったうえ、県の応援も含めた応援計画を作成し、被応援市町に、応援計画を通知するものとする。
３　県及び応援を行う市町（以下「応援市町」という。）は、最大限その責務を果たすよう努めるものとする。
４　第１項による要請をもって、被応援市町から各応援市町に対しての応援の要請があったものとみなす。

（市町を指定した応援要請）
第４条　被応援市町は、あらかじめ指定した県内の市町（以下「応援指定市町」という。）に、応援を要請することができる。
２　前項に規定する応援については、前２条の規定を準用する。
３　県は、応援指定市町に対し、応援要請内容を伝えるとともに、協力を要請するものとする。
４　被応援市町は、特に緊急を要する場合、応援指定市町に直接要請することができる、なお、この場合において、被応援市町は事後必ず県にその旨連絡するものとする。

（自主応援）
第５条　県及び市町は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市町と連絡が取れない場合に、自主的な情報収集活動等に基づき、応援の必要があると判断したときは、第３条又は第４条による被災市町からの応援要請を待たずに、この協定に定めるところにより応援を行うことができる。
２　前項の場合、第３条第１項の応援の要請があったものとみなす。

（経費の負担）
第６条　県又は市町が前３条の規定に基づく応援に要した経費は、原則として被応援市町の負担とする。
２　被応援市町において費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときには、応援を行った県又は応援市町は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。
３　前２項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、別に定める。

（他の協定との関係）
第７条　この協定は、県又は市町が締結する災害時の応援に係る他の協定を妨げるものではない。

（平時の活動）
第８条　県及び市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平時から次の事項を実施するよう努めるものとする。
(1)　地域防災計画その他必要な資料の提供
(2)　県と市町との連絡会等の開催
(3)　その他必要な事項

（補則）
第９条　この協定に関し必要な事項については、県及び県内市町が協議の上､別に定めるものとする。
２　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。

附　則
この協定は、平成１８年１１月１日から施行する。
この協定の締結を証するため、本協定書３通を作成し、兵庫県知事及び各市町長が記名押印の上、兵庫県知事、兵庫県市長会会長及び兵庫県町村会会長が各１通を保有し、他の市町長はその写しを保有する。

平成１８年１１月１日

兵庫県
兵庫県知事　井戸　敏三
神戸市
神戸市長　矢田　立郎

宝塚市
宝塚市長　阪上　善秀
三木市
三木市長　薮本　吉秀

猪名川町
猪名川町長　真田　保男
多可町
多可町長　戸田　善規

姫路市	高砂市	稲美町
姫路市長　石見　利勝	高砂市長　岡　恒雄	稲美町長　古谷　博
尼崎市	川西市	播磨町
尼崎市長　白井　文	川西市長　大塩　民生	播磨町長　清水　ひろ子
明石市	小野市	神河町
明石市長　北口　寛人	小野市長　蓬莱　務	神河町長　足立　理秋
西宮市	三田市	市川町
西宮市長　山田　知	三田市長　岡田　義弘	市川町長　尾﨑　光雄
洲本市	加西市	福崎町
洲本市長　柳　実郎	加西市長　中川　暢三	福崎町長　嶋田　正義
芦屋市	篠山市	太子町
芦屋市長　山中　健	篠山市長　瀬戸　亀男	太子町長　首藤　正弘
伊丹市	養父市	上郡町
伊丹市長　藤原　保幸	養父市長　梅谷　馨	上郡町長　安則　眞一
相生市	丹波市	佐用町
相生市長　谷口　芳紀	丹波市長　辻　重五郎	佐用町長　庵逧　典章
豊岡市	南あわじ市	香美町
豊岡市長　中貝　宗治	南あわじ市長　中田　勝久	香美町長　藤原　久嗣
加古川市	朝来市	新温泉町
加古川市長　樽本　庄一	朝来市長　井上　英俊	新温泉町長　馬場　雅人
たつの市	淡路市	
たつの市長　西田　正則	淡路市長　門　康彦	
赤穂市	宍粟市	
赤穂市長　豆田　正明	宍粟市長　白谷　敏明	
西脇市	加東市	
西脇市長　來住　壽一	加東市長　山本　廣一	

５－３－８　広域自治体相互間の災害時応援協定

災害時における相互応援に関する協定

姉妹都市である宝塚市と松江市は、双方いずれかの市において災害が発生した場合における相互応援について、応急復旧対策及び復興対策が円滑に遂行されるよう、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）
第１条　応援の種類は次に掲げるとおりとする。
(1)　応急復旧活動等に必要な職員、消防団員の派遣及び車両等の提供
(2)　被災者の救出・救護等、医療、施設の応急復旧等に必要な資器材搬送及び物資の提供
(3)　食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資器材の提供
(4)　ボランティアの斡旋
(5)　児童及び生徒の受入れ
(6)　被災者に対する住宅の斡旋
(7)　前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項
（応援要請の手続き）
第２条　応援を要請する市（以下｢要請市｣という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、文書により要請するものとする。ただし、緊急の場合には、電話等により応援を要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。
(1)　被害の状況
(2)　前条第 1 号に掲げる応援を要請する場合にあっては、人員の役割及び人数並びに車両等の種類及び台数
(3)　前条第 2 号及び第 3 号に掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
(4)　応援を必要とする場所及び当該場所への経路
(5)　応援を必要とする期間
(6)　前各号に掲げるもののほか、応援の要請に関し必要と認める事項
（応援の実施）
第３条　応援を要請された市は、極力これに応ずるものとする。
２　両市は、前条の規定にかかわらず、激甚な災害により、被災都市との連絡がとれない場合において、自らの判断により、応援活動を実施することができる。
（応援のため派遣された人員の指揮）
第４条　応援のため派遣された人員は、要請市の長の指揮の下に活動するものとする。
（応援経費の負担）
第５条　応援に要した経費は、原則として要請市の負担とする。
２　前項の費用負担の具体的な内容は、被災の程度、応援の実態等を考慮し、その都度両市が協議して定めるものとする。
（連絡担当部局）
第 6 条　両市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。
（資料の交換）

第 7 条　両市は、この協定による応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他必要な資料を相互に交換するものとする。

（その他）

第 8 条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、両市が協議して決定するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を 2 通作成し、当事者署名押印の上、各 1 通を保有する。

平成２４年（２０１２年）１０月１９日

宝塚市長　中　川　智　子

松江市長　松　浦　正　敬

大分市と宝塚市との災害相互応援に関する協定書

大分市と宝塚市（以下「両市という。」）は、いずれかの市域において災害が発生し、被害を受けた都市（以下「被災都市」という。）が独自では十分な応急措置が実施できない場合に、被災都市の要請に応え、被災していない都市が友愛的精神に基づき、応援協力し、被災都市の災害応急対策及び復旧対策等を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）
第１条　応援の種類は次のとおりとする。
（１）　食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
（２）　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
（３）　救援及び救助活動に必要な車両等の提供
（４）　応急措置を実施するために必要な職員の派遣
（５）　前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続き）
第２条　応援を要請しようとする被災都市は、次の事項を明らかにし、第５条に定める連絡担当部局を通じて、文書により応援を要請するものとする。
ただし、急を要するときは、口頭により応援を要請し、後日速やかに文書を送付することができるものとする。
（１）　被害の状況
（２）　前条第１号から第３号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
（３）　前条第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職種別人員数及び業務内容
（４）　応援を必要とする場所及び当該場所への経路
（５）　応援を必要とする期間
（６）　前各号に掲げるもののほか、応援の要請に関し必要と認める事項

（応援の実施）
第３条　応援を要請された都市は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、極力これに応じるよう努めるものとする。
２　両市は、前条の規定にかかわらず、激甚な災害により、被災都市との連絡がとれない場合において、自らの判断により、応援活動を実施することができる。

（応援経費の負担）
第４条　応援に要した経費は、原則として応援を要請した都市の負担とする。
２　前項の規定により難いときは、同項の規定にかかわらず、両市が別途協議して定める。

（連絡担当部局）
第５条　両市は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局を定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に交換するものとする。

（資料等の交換）
第６条　両市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、地域防災計画その他の資料を相互に交換するものとする。

（平常時における相互協力）
第７条　両市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平常時から相互に協力し、防災体制の整備充実を図るものとする。
（他の協定との関係）
第８条　　この協定は、両市が災害対策基本法及び消防組織法等に基づき締結した他の協定を排除するものではない。
（協議）
第９条　この協定の締結に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、両市が協議して定めるものとする。
（協定の発効）
第 10 条　この協定は、平成２４年１１月５日から効力を発生するものとする。

　この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、両市署名押印の上、各自１通を保有する。

平成２４年１１月５日

宝塚市長　中　川　智　子
大分市長　釘　宮　　磐

府中市・宝塚市災害時相互応援協定書

東京都府中市と兵庫県宝塚市（以下「協定市」という。）とは、災害時における応急復旧対策に係る相互の応援を行うため、次のとおり協定を締結する。

（協定の趣旨）
第１条　この協定は、大規模災害時において同時被災しにくい遠隔自治体同士として締結するもので、協定市のいずれかの地域で、大規模な災害（災害対策基本法第２条第１号に規定する災害をいう。以下同じ。）が発生し、被災した市（以下「被災市」という。）が独自では十分な応急復旧対策ができない場合において、被災していない協定市が応援協力し、被災市の応急復旧対策を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。
（要請）
第２条　応援しようとする市（以下「応援市」という。）は、被災市から応援要請を受けた場合は、要請内容に従って応援するよう努めるものとする。
（応援の内容）
第３条　応援の内容は、次の各号に掲げるものとする。
（１）応急復旧対策に必要な職員の派遣
（２）食料、飲料水及び生活必需品の提供
（３）応急復旧対策に必要な資機材の提供
（４）災害時の情報発信協力
（５）前各号に掲げるもののほか特に要請がある事項
（応援要請の手続）
第４条　被災市は、応援を要請しようとするときは、電話等により応援要請を伝え、応援内容を相互に確認したうえで、様式1「応援要請書」により応援要請を行うものとする。
２　協定市は、前項の応援要請を請け応援を行うときは、電話等により応援する旨を伝え、速やかに様式２「応援回答書」により応援内容を通知する。
（応援要請の手続きができない場合の応援）
第５条　被災市に大規模な災害が発生し、被災による相互の連絡不能などにより応援要請の手続きが速やかにできない場合においては、応援市が自らの判断により応援できるものとする。この場合において、様式３「応援通知書」により応援内容を被災市に通知するものとする。ただし、連絡が困難な場合は事前に通知することを要しない。
（応援経費の負担）
第６条　応援に要した経費は、原則として被災市の負担とする。ただし、これによりがたい場合は、協定市が協議して別に定めるものとする。
（災害補償）
第７条　派遣職員に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和４２年法律第１２１号）の定めるところによる。
２　派遣職員が公務執行中第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては被災市が賠償の責めを負い、被災市の往復経路の途中に生じたものについては応援市が賠償の責めを負うものとする。
（協議）
第８条　この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に関し必要な事項は、その都度協定市が協議して定めるものとする。

（効力の発生）
第９条　この協定は、協定を締結した日から効力を発生する。

この協定を証するため、本協定書２通を作成し、協定市は署名押印のうえ、各１通を保管するものとする。

平成 29 年（2017 年）２月９日

府中市長　　高　野　律　雄
宝塚市長　　中　川　智　子

５－４　災害時の応援に関する申し合わせ（対近畿地方整備局）

災害時等の応援に関する申し合わせ

国土交通省近畿地方整備局長（以下「甲」という。）と宝塚市長（以下「乙」という。）は、災害時等において、甲が乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申し合わせを行う。

（目的）
第１条　この申し合わせは、乙が代表する地方公共団体の区域において、災害が発生または、災害が発生する恐れがある場合に、被害の拡大と二次災害防止に資するために、甲が被災直後等の緊急的な対応（以下、「応援」という。）を実施することにより、国民の安全、安心を確保し、民生の安定を保持することを目的とする。

（応援の実施時期）
第２条　甲が応援を行う時期は、次のとおりとする。
　一　宝塚市内で重大な災害の発生または、発生する恐れがある場合
　二　宝塚市災害対策本部が設置された場合
　三　その他甲または乙が必要とする場合

（応援の内容）
第３条　災害時等の応援は、次の各号に掲げる内容とする。
　一　情報の収集・提供（リエゾン［情報連絡員］含む。）
　二　近畿地方整備局等職員の派遣（緊急災害対策派遣隊含む。）
　三　災害に係る専門家の派遣
　四　甲が保有する車両、災害対策用機械等の貸し付け
　五　甲が保有する通信機械等の貸し付け及び操作員の派遣
　六　通行規制等の措置
　七　その他必要な事項

（リエゾンの派遣）
第４条　第２条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合に、甲は、乙の災害対策本部等にリエゾンを派遣する。なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（リエゾンの受け入れ）
第５条　乙は、甲から派遣されるリエゾンの活動場所として災害対策本部等に場所等を確保するものとする。

（緊急災害対策派遣隊の派遣）
第６条　第２条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合は、甲は、乙が代表する地方公共団体の区域に緊急災害対策派遣隊を派遣する。なお、甲及び乙の相互連絡は、甲から派遣されるリエゾンを通じて行うものとする。

（緊急災害対策派遣隊の受け入れ）
第７条　乙は、甲から派遣される緊急災害対策派遣隊の活動において必要となる資料（図面等）について、提供の協力をするものとする。

（緊急災害対策派遣隊の報告）
第８条　甲は、派遣した緊急災害対策派遣隊からの調査結果等の報告があった場合は、速やかに乙にその内容を提供するものとする。

（平素の協力）
第９条　甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（その他）
第 10 条 この申し合わせに定めのない事項、疑義に関しては、その都度甲及び乙が協議するものとする。

平成２４年１１月　１日

甲　　近畿地方整備局長　　谷　本　光　司

乙　　宝　塚　市　長　　中　川　智　子